

# 優良品種のさらなる保護強化に向けて

## —令和8年種苗法改正に至る経緯並びに育成者権管理機関について—

弁護士知財ネット<sup>1</sup>専務理事  
弁護士 伊原 友己

### 1 令和8年種苗法改正に至る経緯

#### (1) 令和2年種苗法改正について

長年にわたる研究開発努力と多額の研究開発投資の成果である優良品種（優良な特性を有する植物新品種）は、わが国の貴重な知的財産といえます。その種苗が育成者・育成者権者の意に反して海外に持ち出されて増殖され、産地化されて収穫物が販売されるといった事象が少なからず存在することが、平成の終わり頃から問題視され始めました。

そこで、わが国発の優良品種の保護強化を図るべく、令和2年に種苗法が改正されて海外持ち出しの制限、自家増殖の許諾制<sup>2</sup>、育成者権の権利行使の容易化、判定制度の創設など、種々の制度的枠組みが整備されました。

#### (2) 優良品種の管理・活用のあり方等に関する検討会について

令和2年の種苗法改正後、オンライン取引の増大に伴う種苗の流通ルートが多様化が新たな優良品種（種苗）の流出リスクとなってきたことから、令和6年3月、農林水産省に「優良品種の管理・活用のあり方等に関する検討会」（以下「検討会」という。）が設置され<sup>3</sup>、同年6月に「デジタル化の進展等に対応した優良品種の保護・活用に向けた対応方向（提言）」が取りまとめられました。

一方、令和6年に改正された「食料・農業・農村基本法」<sup>4</sup>において、わが国の農業・農産物

---

1 「日弁連知的財産センター」（日弁連知財センター）は、日本弁護士連合会の専門特別委員会の一つであり、全国の単位弁護士会から知財分野を取り扱う約90名の弁護士が委員や幹事として選任され、知財関係のさまざまな活動が行われており、専門チームとして「農水法務支援PT（プロジェクトチーム）」も設置されています。「弁護士知財ネット」（知財ネット）は、平成17年4月設立された知的財産分野を取り扱う弁護士等からなる任意団体であって、現在、国内外に1200名を超すメンバーがおり、機動的、広域的に活動を展開しています。知財ネットにも専門チームとして「農水法務支援チーム」が設置されています（平成28年創設）。知財センターと知財ネットとは、適宜、役割分担をしつつ、車の両輪として平仄を合わせて活動しています。

2 農家においては登録品種の種苗の自家増殖が自由ということであれば、育成者権者が登録品種の流通状況を把握できず、そこから育成者権者が企図しない海外や他の地域への種苗の流出が発生しかねません。育成者権者が当該種苗の流通経路を覚知できる仕組みにするべきという趣旨の改正であって、農家による自家増殖を一切禁止するというものではありません。

3 筆者も同検討会や脚注10の検討会の委員として議論に関与させて頂きました。